



「人権」のない人はいるのか？

～「世界人権宣言」から75年目に考える～

● 柳川朋毅（死刑廃止を求める部会事務局・イエズス会社会司牧センター）

毎年12月10日は「世界人権デー」です。これは、最大の人権侵害である戦争を——それも世界規模の大戦を20世紀に2度も！——繰り返してきた私たち人類の歩みを反省し、1948年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことに由来します。教皇聖ヨハネ・パウロ二世がいみじくも指摘する通り、これはあくまでも「宣言」であって、人権は決して人間が作り出したものでも、誰かによって後天的に与えられるものでもなく、すべての人が生まれながらにして有しているものですから、この宣言が出される前の全人類にも、そしてこの宣言を知らないすべての現代人にも等しく人権は備わっているのです（1999年1月1日の「世界平和の日」メッセージ「人権の尊重こそ平和実現

のかぎ」参照)。とはいえ、そうした「人権」という概念の普遍性が75年前、世界中で確認されたということは大変大きな意義を持ちます。

さて、それから75年経ち、現代社会を見渡してみると、いったいこの「宣言」はどこに行ってしまったのかと思うほど、深刻な人権侵害が世界中で起きています。戦争・紛争は依然として世界の各地で繰り返され、差別や暴力の連鎖も留まることを知りません。国内に目を向けてみても、やはり「人権」という普遍的な、人類の共通言語が通じないかのような場面が往々にして存在しています。一つひとつの例を挙げるとキリがないので、今回はその中でも、私が最も深刻、かつ根源的だと思う人権問題について考えてみます。

「この世に“人権”を持たない人間は存在するのでしょうか？」このような質問をされたら、皆さんはどう答えるのでしょうか。「いる！」と即答する人もいれば、「いや、そんな人はいないはずだ」と考える人もいるでしょう。理屈の上では、人権とはすべての人が生まれながらに有している権利ですから、「人権のない人」というものは存在しないこととなります。けれども実際には、この世界で、あたかもその人には「人権」など存在しないかのように扱われている人々がいます。日本国内において、その最たる例が「死刑囚」です。

人権は、命あるすべての人が持つ権利ですから、当然の大前提として、その当人（権利主体）には生きていく必要があります。けれども死刑という判決を出すということは、その人には生きていく資格がない、つまり生存権という最も基本的な——それなしにはそもそも“人権”が成り立たない——人権を奪っても構わないということが国家（特に裁判所＝司法）によって公然と宣言されるということなのです。

2016年に相模原市で発生した大量殺傷事件では、犯行に及んだ青年は、自身の基準に基づき、生きていてもいい人間と、殺した方がいい人間という線引きを行い、現実に行き先に移しました。結果として、現在、その青年は確定死刑囚として、殺した方がいい人間という判断を

国家によって下されています。その青年による線引きは誤っていて、裁判所による線引きは正しいといえるのでしょうか。人権のある人間とない人間がいるという両者の「価値観」の間には、果たしてどのような違いがあるのでしょうか。

死刑廃止活動や罪を犯した方々の人権擁護に取り組んでいると、「他者の人権を侵害した人間（つまり加害者）には人権なんてない」という言葉をたびたび耳にします。そうした言葉は、世間一般からだけでなく、弁護士や法学者たちの口からもよく聞かれます。いわく、人を殺したヤツは「人でなし」で「ケダモノ」なのだから人権など存在しない、というのです。日本の法学部ではどのような人権教育がなされているのだろうかと思ふ不思議でなりません。法律の専門家たちですらそうなのですから、日本では「人権」という概念がなかなか根付かないのも無理はありません。

一方で、カトリック教会は人権についてどのように考えているのでしょうか。教皇聖ヨハネ・パウロ二世の「殺人者といえどもその人格の尊厳を失わないのであり、神自身がその保障を明確に約束された」（回勅『いのちの福音』9）という教えは、2018年に改訂された『カトリック教会のカテキズム』2267や教皇フランシスコの回勅『兄弟の皆さん』269にもしっかりと受け継がれています。現代のカトリック教会がはっきりと死刑廃止を掲げ、受刑者たちの人としての尊厳の擁護に力を入れるのは、人権というものの普遍性と大切さをきちんと認識しているからにほかなりません。

現在、主における私たちの兄弟、パウロ袴田巖さんの再審公判の真っ只中です。袴田さんは50年以上無実を訴えて闘っている死刑囚です。冤罪という人権侵害——まさに国家による犯罪——は、死刑事件に限られませんが、両者が合わさった時の不正義は限りなく甚大です。袴田事件ほど有名ではありませんが、今号では、ヨセフ・マリア・コルベ山野静二郎さんの支援を長年続けておられる三島克己さんのお話も掲載されています。75年目の「世界人権デー」にあたって、人権の観点から、死刑問題とともに考えたいと思います。

山野静二郎さんの再審支援活動について

■ 三島克己（死刑廃止を求める部会）

はじめに～自己紹介を兼ねて

重大事実誤認冤罪（死刑確定）として、現在大阪拘置所に在監しておられる山野静二郎さんは、1994年5月（最高裁判所裁判中）にカトリックの洗礼を受け、今市教会に信徒として籍をおいています。

今市教会では、指導司祭のT神父の導きで、上告審中（死刑確定1996年11月）の間に2回、代表者の面会を行ない、「無罪を期待して」ミサを拘置所前の公園で捧げました。私はその時まで死刑問題には無関心でしたが、この活動を通して死刑問題に目が開け、尼崎教会信徒のYさん（「山野さんを支える会」の事務局も担当）が窓口をされていた兵庫県国民救援会議の活動に参加して山野さんの取り組みを報告し、学習会・街頭署名運動にも参加しました。そしてこの活動に触発され、今市教会の有志たちと共に「山野さんを支える会」に参加し、その後も個人として皆様と共にお世話をさせていただいています。

2001年11月、当時カトリック正義と平和協議会をリードしていた松浦悟郎司教（当時大阪教区補佐司教）を訪ね、死刑問題の運動についての教えを請い、東京で袴田事件にかかわっていた西尾正二神父（北野教会、現在の大阪梅田教会）を紹介していただきました。勇気を得て、今市教会評議会で協議し、今市教会として、山野さんを支える会の個人的運動を承認していただきました（2001年11月18日）。

山野さんの問題は、すでに以前から、聖母の騎士修道会の水浦征男神父によって『聖母の騎士』誌を通して全国に支援の呼びかけが行われていたので、この頃、「支える会」が全国に広がっていました。今市教会の支援は、これに参加する形となり、北野教会を会場に借り、回を重ねて行いました。袴田事件にかかわるEシスターや、四国・高知から遠路参加され、「死刑

執行しないで」の嘆願のはがきを毎回200枚も持ち帰るNさん（信徒）とともに、再審支援の活動は熱心に進められました。

山野さんの第1次再審請求（2001年）は本人によって提出されています。第2次再審請求（2004年）は、当初、Y弁護士一名の担当でした。続いて3名の弁護団が結成されましたが、弁護士たちの個人的事情で消滅し、第3次再審請求（最高裁への特別抗告審以降）から大阪弁護士会の人権弁護士4人が選任されました。一人は2018年度大阪弁護士会副会長、一人は、大阪弁護士会死刑廃止検討プロジェクトチーム座長、一人は参議院議員2期目、一人は再審請求書起案者、いずれも熱心で優秀な方々で、山野さんの信頼も厚い方々です。毎月弁護団会議を開き、山野さんとの連携もよく、熱心な取り組みによって、対処していただいています。

その後、第7次再審請求まで進み、現在の第8次再審請求は、2022年3月25日大阪地裁棄却、大阪高裁へ即時抗告、大阪高裁で審理中です。高裁は、過去の即時抗告に対しては極めて冷淡に短期間で棄却していましたが、今回は長期にわたっているので、「十分に審理していただいているのではないか」と山野さんは話され、私たちも期待しています。

事件の起こり

山野さんの事件は、1982年3月21日に発生しました。43歳の時です。当時山野さんは、長年にわたって住宅建築・不動産業の会社を経営しておられました。宅地の開発など、同業のIさんと奈良県学園前で共同事業を行っていました。この日、Iさんから不払いになっている4000万円の支払いと新規事業について話し合うため、Iさんを山野さんの会社に迎えましたが、Iさんが支払いを拒否し、新規事業について契約を独占しようとしたことから話がこじれ、口争い

のうちに、Iさんは暴力をふるってきました。危険を感じた山野さんはとっさにそばに置いてあったバットをとって防御しましたが、打ち所が悪く、Iさんを死亡に至らしめました。このバットは、当日、山野さんの長男の中学入学祝と言って、Iさんが持参し、そこに立てかけていたものです。

この時、山野さんは自首しようと思いましたが、恐怖心が起き、会社と人生を失ってしまう不安に襲われて混乱に陥り、死体遺棄の方法を選んでしまいました。一方Iさんの会社では、社長の不在は、暴力団がらみの取引で軟禁されているからだという受け止めで、捜査願いも出されていなかったようです。

会社の専務取締役Tさん（Iさんの義理の兄）は、この機会に経営実権を握ろうとして山野さんに新規事業手付金の支払いの話を持ち込みました。大変複雑な事情ですから、検察は当初の取り調べでIさんの失踪はTさんが共犯ではないかと疑っていたほどです。Tさんは山野さんに「新しい事業の話はTが進めるようにと社長が言っていた」とうその話から切り出し、「契約に上乗せした2000万円は自分が取得したい」と言ったそうです。

1982年3月23日、千里阪急ホテルのロビーで、Tさんは無造作に3000万円の現金を山野さんに渡し、「新規事業契約には、2000万円～3000万円の上乗せをしてほしい」ということでした。山野さんは、Tさんのこの行動に驚きましたが、窮地にある山野さんはこの申し入れを受けざるを得ませんでした。

翌日、Tさんから上乗せ金の用意ができたとの連絡を受けました。そこで山野さんは錯乱の状況でありましたが、考えて「23日に預かった3000万円はTさんに渡し、受領証を書かせてその証拠を残したうえで、真実を話そう、そして自首しよう」と決心しました。

3月25日、再び千里中央ホテルロビーでTさんと会いました。Tさんは持参してきた追い手付金3000万円の入ったショルダーバックを机の上に置き、「今渡しましょうか」と言いました



山野静二郎『死刑囚の祈り』（聖母文庫、1999年11月）

が、山野さんは預かり書に署名しました。その話の中で、滋賀県北小松で売り出し中の別荘を見に行くこととなり、Tさんはショルダーバックを車のトランクに入れて出発しました。別荘に着いて、山野さんは、「ここで預かっていた3000万円をTさんに渡し、受領書を書いてもらって、真実を話そう」と思い、「受領証を書いてもらえませんか」と言ったとたん、Tさんは形相を変えて「そんなもん書けるか」と怒り、争いとなりました。棒を持って襲ってくるTさんに防戦する中で、山野さんの反撃が頭部にあたりT氏は倒れました。即死状態です。

この別荘は販売中であり常時来客のあるところですから、白昼山野さんが凶行の場所として選ぶとは考えられません。Iさんの死亡で自首を考え、錯乱している状態の中で、Tさんの背任の行為の渦にはまってしまったのです。判決では、いきなり後部から殴打したとなってますが、再審の中で法医学教授の「正面から」との鑑定書を提出しています。山野さんに全く殺意はなく、急迫の侵害に対する身を守る防衛だったのです。

不動産取引について

そもそも、不動産取引・売買契約では、物件についてのことが一切不明なのに、5億円もするものを即決し、10%の手付金を支払うことなどはあり得ません。さらに、3月21日は日曜日、22日は祝日でした。法務局で新しい物件について調査を行うことはできません。そのような調査未了の段階で手付金を支払うのは不合理なのです。そして、

5000万円もの手付金を支払う場合、リスクを防止するための売買仮登記を行い、また授受に関しても現金化保証小切手を用いるのが通常の商取引です。長年事業を行っているIさんが3000万円の小切手を持参するということは、不動産取引の常識に照らし、到底考えられないことなのです。

再審の流れ

判決は、計画的な強盗殺人罪となっています。強盗とは、計画的凶器の準備・金品奪取が論拠ですが、山野さんは、Iさんの場合も、Tさんの場合も、偶発・突発的な事件であり、全く計画的ではありません。

Iさんの凶器とされるバットについて、判決は、バットは山野さんがあらかじめスポーツ店で購入していたとしています。山野さんが購入したとされる1982年3月20日午後3時9分のレシートに打たれている数字は、バットを示す「5」ではなく、「雑品」の「4」です。ところが、裁判で提出された販売記録（レシート）が捏造されています。レシートには「雑品・4」（5000円）が印字され、そこに、後書きとみられる手書きで「バット」と書いてあるのです。初めから、レシートに「バット・5」と印字すればよいものですが不自然な書き込みです。「バット」という書き込みについて筆跡鑑定を行っていただきましたが、販売員の筆跡であるとは断定できないという結果でした。

さらに、参考人として証言している当日勤務の2人の店員は、「山野さんとは面識がない」と言っています。他の一人の店員は、取り調べの追及を受けて、「売った覚えがない。もし、他の人が売っていないというのであれば、私も」というあいまいな表現です。

後日、弁護士と三島で、すでに廃業しておられるスポーツ店の社長のお宅を訪ね、事情を聞きましたが、「当時はバブルの時に、5000円程度のバットは飛ぶように売っていた。したがって十分な管理はできていない」と話されました。また、バットの色について、山野さんの証言するI氏が持参したバットは「シルバー」で、販

売店が証言したのは「ゴールド」と異なっています。レシートに印字され、山野さんが購入のためにスポーツ店を訪れたはずの3時9分には、山野さんの会社に来客があり、到底外出できなかったことを、その来客者自身が法廷で証言しています。したがって、バットは山野さんが事前購入していないことは明らかです。

Iさんの場合、奪い取ったとされる小切手には、山野さんとIさんの指紋は無く、財布に入れればできるはずの折り目もありません。捜査側は指紋を「拭き取った」と言っていますが、指紋がそのようなことで消えるとは思われません。また、この小切手のヘタ（控え）には、金額しか記入されていません。通常、金額しか記入しないのは当座預金から自社が現金を引き出す場合であって、第三者に交付する場合には支払い先名、その内容を記入するものです。ところがこれが白紙となっています。この小切手にIさんの指紋も山野さんの指紋も検出されないのでは、Iさんが3月21日に売主に渡すために小切手を持参したことを裏付けることはできません。小切手を作成したとされているIさんの会社の事務員の証言は、警察の捜査、検察の尋問の都度、まちまちな返答で、結局、Iさんが持ってきたとされる小切手は作成されていなかったのではないかという印象です。

再審請求では、その都度、以上の内容を「新規明白」の根拠として提出していますが、いずれも「自白がある」（警察の作文）との極めて簡潔な棄却理由で却下されています。

これらの証拠品に合わせて、殴打が正面であったか背後であったか（正当防衛）、「一時的記憶喪失」の既往症があること（大阪拘置所の診療記録）、また、法医学者の鑑定意見書によって、犯行時心神喪失の状態の中で行為に及んだことなどについても、再審請求してきました。

山野さんの日ごとの生活

以上の通り、死刑判決には全く当たらない事件の経過です。「やっていない理由で、誤った理由で生命を奪われることは正義に反しま

す。わたしは命が惜しいから再審請求しているのではありません」と山野さんは訴えています。「死刑という誤った理由で殺されることは、子々孫々にまで汚名を残す不名誉となり、また死刑を執行する方々に殺人の業を負わせることになります。これは絶対にあってはなりません」という山野さんの訴えに賛同いたします。

さらに山野さんは、防御であっても2人を死亡させたことに深い悔悟の念を持ち、常に2人の靈魂の安息を祈っています。このことは、面会の都度、山野さんのことばと態度に表れています。獄中の生活はまさに修道者の生活です。水浦往男神父の面会の際には常にゆるしの秘跡を受け、水浦神父の差し入れる図書も、靈魂の導きの書です。

わたしも1か月に1回、祈りのうちに面談をしており、「教会だより」「大阪教区時報」、主日ミサの「聖書と典札」「心の灯」などを差し入れています。面会の都度、支援者あてに面会報告を作成しています。その内容は、外部遮断の山野さんのことを慮って「はじめに」には、気候・世間の景色を記して山野さんに伝える文を綴っています。「山野さんの様子」では、山野さんの服装、顔の艶や容貌について、山野さんの健康状態を支援者に知らせる意味で書いています。「面会の内容」は、その日に交わした会話の内容を伝えています。「おわりに」では、共に捧げる祈りと、面会で受けた希望を綴っています。

面会は、2007年の面会許可以来、ひと月も休まず続けています。8月7日現在、181回になりました。1回だけ面会できなかつたことがあります。2023年2月6日でした。いつもの通り申込書を提出し20分程度待つと呼び出され、「上司が来られますから、しばらくお待ちください」と言われました。胸が騒ぎました。結局は山野さんの腰痛から面会できないということでしたが、この時ばかりは、余計なことで心配に陥った自分を戒めました。

ご家族のこと

おつれあいは、今年傘寿を迎えられました。長年にわたって「山野さんを支える会」の事務

局を担当されています。しばらく前から病を得て闘病の生活のため、従来は毎週面会に訪れておりましたが、それがかなわぬ事情となっています。現在は、ご家族の介添えで月に1回面会され、孫、ひ孫にも恵まれ、平和な生活を送っておられます。

家族全員で、お父さんのことを信頼し、仲良く力を合わせて支えておられます。

終わりに

まず、袴田事件裁判で再審の道が開かれ、無罪を信じていましたが、東京高検が「有罪を立証する」と方針を立てたことは心外です。再審開始を拒むことを決定付けた証拠捏造・冤罪被害者に対する非道な検察の態度に怒りを覚えます。「正義と平和協議会」の活動として「死刑問題」が真剣に取り組まれていることに敬意を捧げます。この度、山野さんの再審への取り組みを上げていただき感謝いたします。

カトリック教会のカテキズムが2018年8月2日に改訂され「国家機関が課す刑罰として、死刑は認められません」と宣言しました。

さらに私は思います。無実主張だけが冤罪ではなく、この山野さんのケースのように事実・真実が調書によって歪曲・捏造されて重罪に処せられる誤判決も冤罪であると。

私は、信仰の導きに従い生涯をかけて、死刑廃止のために闘ってまいります。そして、山野さんの再審が成功することを心から願い、働き続けます。袴田事件・福岡事件など正義と平和協議会の取り組む運動に、真剣に参加させていただきます。

齢が限られています。山野さん85歳、私は92歳。神様からいただいた命を大切に、力の限り努めます。皆さんよろしく願いいたします。

なお、本記述の内容の内容及び「ささえる会」についてのご質問・お問い合わせは、三島（TEL/FAX 06・6321・1236）（E-mail 6699uuot@jcom.zaq.ne.jp）にお申し入れいただければ幸いです。

清水靖子著『新版 森と魚と激戦地 はじめて明かされる太平洋の住民たちの受難と抵抗』（三省堂書店／創英社、2023年6月）を読んで

■ 平良愛香（平和を実現するキリスト者ネット）

この本を書いたことで、靖子さんが口封じのために暗殺されるのではないかと心配になってしまうほど、いろいろな闇に切り込んだ本でした。実際「あとがき」には、「私自身も、活動を開始した当初から、日本の政治家や官僚からは、底知れぬ圧力を受けてきました。（中略）書くな、しゃべるな、伝えるなという無言の圧力も受けました。（中略）伐採企業からはボートで追われ、「飛行機に乗せるな」との圧力を受けたこともありましたが（p.397～8）」と記しておられます。戦争中、太平洋の島々で日本軍は何をしたのか、という耳をふさぎたくなるような証言も出て来ます。「家族の誰にも語らなかった」「家族以外に話すのは、あなたがはじめてです」と涙ながらに語る島の人々。「ずっとこの日を待っていましたよ。日本は、やりたい放題やって、その後話を聞きにもこない」と言って語り出したルカスさん。それを聞いてしまったからには証言を消してしまうわけにはいかない。日本に生きる者としての責任を多くの者に広げねばならない、そんな靖子さんの思いを強く感じました。

いくつか抜粋をしながら私の思いを書きます。「まず日本軍は、森に隠れているオーストラリア兵に、『降伏すれば命が助かる』という英文のビラを撒いた。その結果、オーストラリア兵のうち、160名が投降してきた。南海支隊は捕虜たちをいくつかのグループに分けて縛ったまま並べて、ズンゲンの丘で銃殺したのである。（p.47）」ここを読むと、沖縄戦の最中に「捕虜になったら殺される」と教えられて自ら命を絶った住民たちが多数いたことを思い出します。沖縄の住民たちは「日本兵が太平洋や大陸でしてきたこと」を知っていたため、死を選ばざるを得なかった。そのことと直結する証言です。

「日本軍侵略下のグアム島に、日本のカト

リック教会から深堀仙右衛門権司教と小松 茂神父が、日本軍に協力する宣撫活動のために派遣されていた。そうして「大東亜共栄圏の繁栄と平和のために日本軍に協力せよ」と説教した。公然と日本軍に抗議をするドユエナス神父は、拷問の後に首をはねられた（p.329～30）。権力におもねってしまうキリスト教もある。けれど命をかけて抵抗するキリスト教もある。私はどちらの側に立つのだろうか、と問われます。（バナバ島では）1945年8月15日の終戦を迎えたその2日後の8月17日、残った160人全員の殺害が命令され、実行される（p.239）。沖縄の久米島で8月15日以降におきた日本軍による住民虐殺と重なります。果たして8月15日を「終戦記念日」と呼んでいいのだろうか、と。

「宣教師たちは言った。『お前たちが樹を崇拝するのは邪教だ』、『進歩と開発はいいことだからデベロッパー（伐採企業）を受け入れよ』。でも今になって宣教師たちは言うのだよ。『あなたたちの樹も森も伝統も重要だ』って。でもそれってトゥーレイト、遅すぎる。失われた森も伝統も帰ってきはしないよ（p.140）」。靖子さんがキリスト者であるからこそ言えるキリスト教への批判、問いがちりばめられています。

けれどこの本は「悲しい本」ではありません。島の人々の受難と抵抗の記録であり、また太平洋の島々がいかに美しいかということを紹介してくれる本でもあるのです。表紙をめくった時の写真の鮮やかなこと！実は2枚目の写真、ワラ・カラップの滝は私も行きました。靖子さんやマラクル村の子たちと「カマルショア！（メンゲン語で「冷たい！」）」と叫びながら一緒に水遊びをした思い出の場所です。また行きたいなあ。

もしこの本を手取る機会があったら、是非最初に出てくる写真と、そして「まえがき」を読んでほしいと思います。

報告：第9回日韓脱核平和巡礼「政府のGX原発政策のウソにNO! ～若狭宗教者たちのたたかい～」(10月13日～17日)

日本カトリック正義と平和協議会事務局

第9回を迎えた今回の日韓脱核平和巡礼は、今年5月に成立したグリーントランスフォーメーション(GX)推進法を根拠に進められる原子力発電回帰、老朽原発稼働延長の問題を中心テーマに、廃炉が決定した原子炉を含めると15基の原子炉がある世界一の原発密集地であり、また、老朽原発稼働延長問題のまさに焦点といえる原発施設が二つ(美浜原発・1970年稼働開始、高浜原発・1974年稼働開始、残りは東海第二原発)ある福井県若狭湾を、韓国から16名、日本から15名(それぞれスタッフ含む)で訪問した。

講演会

講演会は、巡礼の初日、名古屋教区カテドラルと、2日目、福井県小浜市の小浜市商工会議所を会場に行った。

名古屋では、原発40年廃炉訴訟市民の会共同代表の草地妙子さんと、韓国側巡礼団のヤン・キソク神父(韓国カトリック中央協議会生態環境委員会担当司祭)による2つの講演を行った。ヤン神父から、韓国でも原発をめぐる社会の構造的な問題があり、脱炭素の名目で原発開発が進んでいることが報告され、これらが日韓の共通の課題であることを確認した。草地さんは、GX推進法の本題点の一つである老朽原発稼働延長に関して、問題の実相を説明し、日本キリスト教団名古屋中央教会の会員として、自分が脱原発の問題に深く取り組むようになったその根源に、キリスト教の信仰があることを話された。

小浜では、大島堅一さん(龍谷大学教授、原子力市民委員会座長)を講師に、「原発のコスト問題」と題する講演会を行った。原発は気候変動対策の妨げになっており、気候変動は原発回帰の理由にはならない。しかも原子力発電費、国費投入、事故対策費用などを計算に入れば、



写真1 佐分利小学校校舎の一部

電気料金の底上げにさえ貢献してきた。加えて、原発事業は、問題を先送りにした実現不可能な計画、事業者への手厚い保護、事故責任者非処罰、被害の隠蔽など、徹底的な不正義の上にある。原子力に回帰すべき理由は何もない。

大島さんとは日程の関係で、オンラインでつながることになったが、会場には、悪天候にもかかわらず、若狭湾で脱原発のために活躍される、「原発設置反対小浜市民の会(小浜市民の会)」の皆さんが多数おいでくださった。

訪問地

今回の巡礼での訪問地のうち、特に2箇所、報告したい。

1) おおい町

おおい町は、福島原発事故の翌年2012年7月、さっそく再稼働が行われた大飯原発のある町である。おおい町町議会の野党議員の猿橋 巧さんが、交付金で建設されるさまざまな公共施設を案内してくださった。おおい町は、周囲を山林で囲まれ、若狭湾に流れ込む佐分利川に沿って田畑が広々と続く奥深い地形で、そこに、およそ不釣り合いな斬新なデザインの建物がぼつりぼつりと建っている。その一つ、おおい町立佐分利小学校の校舎には「原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金施設」と書いた板がはめ

込んであった（写真1）。生徒数は現在75名ほどだが、巨大で窓のない体育館が立っており、放射線の侵入を軽減する工法が利用され、事故の際の避難場所に想定されているとのことだった。

2) 泊 朝鮮人難破救出記念碑

立地の関係で間近に近づくことのできない大飯原発を、若狭湾越しに唯一遠望できる地点ということで、「小浜市民の会」の松本 浩さんに泊をご案内いただいた。泊には、1900年1月、韓国船が暴風で遭難したが、村の人たちが助けて介護し、1週間後に遭難者たちを韓国に帰したという、日韓を繋ぐ歴史が残っており、泊の人たちは「海は人をつなぐ 母のごとし」と書かれた記念碑をたて、この歴史を大切に守っている。地元で保育園の園長をしながらこれを絵本『風の吹いてきた村』にし、日本語、韓国語の歌まで作曲してこの普及に努めている大森和良さんが来られ、海を前に皆でその歌を歌った。

出会い～「原発設置反対小浜市民の会」と宗教者の人々

若狭湾に建つ5つの原発施設のほぼ中央に位置する小浜市には、原発がない。1968年以来、原発誘致、原発関連施設誘致に対する反対を継続し、成功してきたからだ。現在この活動の中心にあるのが、若狭湾一帯の心ある市民たちによって構成されている「小浜市民の会」である。

とりわけ、地域に根差す仏教寺院の僧侶たちが、この運動の大きな担い手になっている。若狭湾東に位置する敦賀原発、美浜原発、もんじゅ（廃炉）を案内してくださった、真宗寺院の住職の岡山 巧師は、「原発が差別を作るのではなく、差別の上に原発が建てられるのだ」と語った。若狭の名刹小浜明通寺の住職中野哲演師は、なぜ大都市圏のための電力が、わずかな電力しか消費しない地域でつくられるのか、なぜ大都市圏内で、自前で作らないのか、危険な原発を押し付けるその不正義をどうにも見過ごせなかったという痛恨の思いを語った。また若狭湾西部に位置する高浜原発と大飯原発のあるおおい町を案内してくださった3人のうちの1

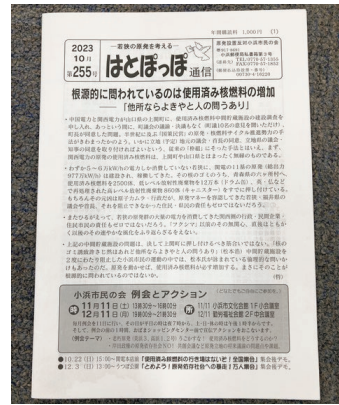


写真2 『はとぼっぽ通信』255号（2023年10月）

人であるおおい町の曹洞宗寺院副住職である尼僧は、電力会社社員による地域の繁栄、交付金などの利益を手放すことができず、原発について硬く口を閉ざす地域住民も、個別訪問して話を聞いてみれば、やはり老朽原発の稼働に大きな不安を感じていると話す説明された。

それぞれに、どうしてこの問題にこれほどコミットせざるを得なかったのかという理由の根源に信仰があり、信仰から湧き上がる強い意志と行動力に触れることができたのは、今回の巡礼の大きな収穫だった。

「小浜市民の会」では毎月、「はとぼっぽ通信」というニュースレターを発行している（写真2）。その最新バックナンバーを、多くの人に読んで、知ってほしいからと、「小浜市民の会」の坂上和代さんが、夜遅く、旅館まで届けてくださった。正義と平和協議会事務局には、いつからと遡ることもできないほど以前から「はとぼっぽ通信」が毎号郵送されてきていたが、これまで、毎日たくさん郵便受けに投函される郵送物の一つ、という認識を持つに過ぎなかった。巡礼が終わり、事務局にいつものように「はとぼっぽ通信」が届き、今回出会った人たちのうちの何人かの名前が書いてあることを確かめた。「はとぼっぽ通信」を編集されているのは、高浜原発を案内していただいた東山幸弘さんである。

今回の巡礼は、「小浜市民の会」の皆さんの惜しみない協力なしには成し遂げることはできなかった。最後に、そのことを感謝して報告を終える。

日本軍「慰安婦」とカトリック性 (Catholicity)

李^イ 宣^{スン} 妮^イ (慶熙大^イ 學^{スン} 校^イ 人^イ 文^{スン} 學^イ 研^イ 究^イ 院^イ 研^イ 究^イ 員^イ)

日本軍「慰安婦」の問題に関心を持ってきた歴史学者でありカトリック信者でもある私にとって韓国と日本の歴史問題をめぐるカトリック教会の活動は興味深い。日本軍「慰安婦」の問題は、一貫して韓日の歴史問題として狭まって解釈され、それが両国の間の葛藤を生み、問題の本質を曇らせる傾向がある。実際、朝鮮人(韓国人)だけが日本軍「慰安婦」の被害者になったわけではない。中国、フィリピン、オランダなどの国々で被害者が出たのみならず多くの日本人の被害者もいる。ところが、元日本人「慰安婦」がなかなか出られなく、問題化されない。それは、日本軍「慰安婦」の問題を韓日の歴史問題に矮小化したことに重要な原因の一つがあるのではないかと思う。日本軍「慰安婦」になった多くの方々は貧しい家庭の出身であり、彼女らは帝国主義侵略戦争を支えるための道具として男性兵士たちに提供された人々である。アジア各国の女性たちが被害者になったが、彼女らのほとんどは貧しい女性だった。したがって、この問題を韓日の歴史の問題だけで見えてはいけない。「慰安婦」になった日本人女性の生涯を見てみると、幼い頃に両親によって売られた後、廃業の見込みがなかった女性が多かった。彼女たちが「慰安婦」になることを決めたのは、日本軍が高額の前借金を支払うだけでなく、戦場で稼げ、短期間働けば自由の身になれると話したからだ。高額の前借金を受け取って売春したから、日本軍「慰安婦」の問題に国家の責任を取らせることは不可能だという声もある。しかし我々が注目すべきことは戦争のために国家と軍が女性を動員し兵士たちに提供したという事実である。問うべきことは軍と国家がそういうことをしても良いのかということである。

2020年12月、日本の正義と平和協議会は「女

性国際戦犯法廷20周年にあたっての政府への要望」というメッセージを出した。このメッセージは、日本軍「慰安婦」の問題は、日常生活における性暴力、聖職者の性暴力などの問題が同一線上にあるという。これはこの問題の本質を見抜く問題提起であると考えている。日本軍「慰安婦」の問題を提起することは、正義と平和協議会の声明文が言うように、今日私たちが生きている時代の様々なジェンダー問題につながっている。

さて、1996年から始まった韓日司教交流会は、教科書問題を中心に韓日の多様な歴史問題を扱った。だが、2014年第20回の交流会に至って初めてソウルの近郊にある元日本軍「慰安婦」の憩いの場であるナムムの家^イに司教たちが訪問した。訪問を提案したのは日本の司教たちであり、韓国の司教たちもはじめての訪問だったという。韓国人ならば当然のように日本軍「慰安婦」の問題が見え、共感し、「解決」のために行動するというにはならないことを物語る。「慰安婦」という被害をつくる社会構造と今日も続いている性暴力・貧困などを生む社会との関連性に気づく感受性がなければ「慰安婦」の問題は見えない。歴史を通じて現在の社会的不合理を生み出す暴力的構造を見極め、それを乗り越える未来を思惟する人々が民族と国家を越えて連帯することはもっと良い社会づくりの始まりである。故人となった高嶋たつ江という正義と平和協議会の活動家をはじめ、日本軍「慰安婦」の問題を解決するために乗り出した多くの韓国と日本の活動家たちの連帯は、カトリック性 (Catholicity) を表す典型ではないか^イと考える。なぜならばカトリック信者の徳目は、まさに世界の最も弱い立場におかれている人々に共感と連帯し、少しでも現実の世界に平和が訪れるように努力することにあるから^イです。



「記憶されない歴史は繰り返される」／モニュメントは消えても、言葉は残る

● 植村 隆（『週刊金曜日』発行人兼社長）

25年前の1998年10月、韓国の^{キムデジュン}金大中大統領と日本の小渕恵三首相の間で、「日韓共同宣言」が署名された。小渕首相は、日本が「過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫び」を表明した。金大中大統領はこの歴史認識の表明を評価し、「未来志向的な関係を発展させるためお互いに努力することが時代の要請である」と述べた。両首脳は、両国の「特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要である」という点でも一致した。

当時、私は『朝日新聞』のソウル特派員だった。小渕首相の金大統領への人間的な敬愛も感じており、これで、日韓関係が大きく進展すると思った。金大統領は日本の大衆文化を開放し、日本でも韓流ブームが始まった。

1993年の「河野談話」を受けて97年には、日本の中学校のすべての歴史教科書に「慰安婦」問題が記述された。しかし、反動（バックラッシュ）も始まった。第2次安倍晋三政権（2012年12月～20年9月）下で、「慰安婦」問題否定の流れが強まった。「植村バッシング」もその一つだった。私は1991年に、「韓国挺身隊問題対策協議会」（現在の正義連）が元「慰安婦」の女性（^{キムハクスン}金学順さん）に聞き取り調査をしているというスクープ記事を書いた。それが2014年になって「捏造」などと右派メディアなどに攻撃を受け、「娘を殺す」という脅迫状まで送られてきた。私は、そうしたインチキな言説を広めているアベ友の西岡 力氏と櫻井よしこ氏の2人を名誉毀損で訴えた。新聞労連や日本ジャーナリスト会議（JCJ）などが私の闘いを支援してくれた。17年には仲間のジャーナリストと共に、歴史修正主義を乗り越える骨太の若い記者たちを

育てる運動も始めた。「ジャーナリストを目指す日韓学生フォーラム」である。日韓の学生と一緒に現代史の現場を訪ね、友情を育て、日韓の架け橋になってもらおうという試みだ。こうしたフォーラムで、ソウルに宿泊する際などには、学生たちを、南山の麓の日本軍「慰安婦」を追悼する公園「記憶の場」に引率している。そこには、日本語など4か国語で「記憶されない歴史は繰り返される」という言葉が刻まれた作品（世界のへそ）や、元「慰安婦」の名前を刻んだ作品（大地の目）など2つのモニュメントがあり、「慰安婦」問題を理解してもらうためには、とても参考になるからだ。私の闘いを描いたドキュメンタリー映画『標的』でも、学生を、そこに引率するシーンがでてくる。第8回フォーラム最中の今年8月28日にも、学生たちと同公園を訪問し、モニュメントを見学した。ところが、その1週間後の9月5日、モニュメント2つがソウル市（市長は与党の政治家）当局によって、ブルドーザーで撤去、破壊された。その理由は、作者の彫刻家が、自分の事務所の女性職員に抱き着くなどして強制わいせつ罪に問われ、8月に一審で有罪判決を受けたことだ。ソウル市長は「正義連」などの反対にも関わらず、撤去、破壊を強行した。多くの市民の支援で2016年に完成したモニュメントが、彫刻家の犯罪で公園から消えた。とても辛い。

韓国では保守党の尹錫悦^{ユンソンニョル}氏が大統領に就任してから、歴史問題で日本政府に「譲歩」「妥協」するようになった。その影響もあるだろう。韓国でも歴史修正主義が蔓延している。

だからこそ、撤去されたモニュメントの言葉の重みはさらに増している。「記憶されない歴史は繰り返す」。この言葉を改めて胸に刻み、日韓市民は連帯して歴史修正主義と闘わねばならない。



- 1 「人権」のない人はいるのか？
～「世界人権宣言」から75年目に考える～ 柳川朋毅
- 3 山野静二郎さんの再審支援活動について 三島克己
- 7 清水靖子著『新版 森と魚と激戦地 はじめて明かされる太平洋の
住民たちの受難と抵抗』を読んで 平良愛香
- 8 報告・第9回日韓脱核平和巡礼 事務局
- 10 (連載第3回)話してみようか、「ジェンダー」のこと
日本軍「慰安婦」とカトリック性(Catholicity) 李 宣妮
- 11 (連載第9回)からし種、パン種、空の鳥
「記憶されない歴史は繰り返される」／モニュメントは消えても、
言葉は残る 植村 隆
- 12 まんが 連載第23回「神学生トマス」

表紙写真 第9回日韓脱核平和巡礼初日(小浜明通寺、2023年10月15日)
詳細は、p.8「第9回日韓脱核平和巡礼 福井県若狭湾訪問」をお読みください。

お詫びと修正

「JP通信」6月号に掲載された宮永久人さんの文章「障害者—メタファー（隠喩）なのか」の中で、2021年9月5日の福音箇所についてカトリック新聞に掲載された解説が中川博道神父の文章として書かれていましたが、当時のカトリック新聞のミスで執筆者の名前を誤って掲載したものであり、当該号の福音解説の執筆者は古里慶史郎神父様でした。新聞では掲載の翌週に謝罪・訂正していましたが、このミスが元でご迷惑をおかけした皆様にお詫び申し上げます。(カトリック新聞社編集部)

編集後記

2023年10月7日のハマスのイスラエル奇襲以来、ハマスとイスラエル軍の戦闘が激化している。多くの指摘があるように、ハマスの殺害の方法も残酷だったが、ハマスの拠点と疑われる病院を狙い、新生児の命までを奪うなど、イスラエル軍の報復も凄まじく、度を越している。しかし、この背景には、第二次世界大戦後、イスラエルによる、甚だしい人権侵害を伴うパレスティナ植民地政策があったのであり、さらには、19世紀半ばに遡るシオニズム運動が、ヨーロッパ・キリスト教社会によって極端な形に変質したことがあったのであり、もっと遡れば、ヨーロッパ・キリスト教社会のユダヤ人差別があったのだ。キリスト者なら誰しも、テレビやインターネットで悲惨な銃撃戦を見るたびに、この長くややこしい問題のことを、心のどこかで痛みを持って考えずにはいられないはずだ。

『「人権」のない人はいない』という言葉を噛み締める。誰にでもあるはずの人権は、どうしてこんなに簡単に奪われてしまうのか。だが、それはもちろん、パレスティナだけではなく、ウクライナで、ミャンマーで、世界中の紛争地で。そして戦争・紛争だけでなく、日本の死刑制度、冤罪、入管制度、原発を含む核施設の立地問題、慰安婦問題において。人権を信じ、それが神から与えられたのだと信じるなら、私たちはこれらの問題の傍観者ではいられないはずだ。勇気を持って率直に、これらの問題を見直し、語り直す必要がある。(h.)



発行日 2023年12月1日(隔月発行)
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,800円(送料共)
郵便振替 00190-8-100347
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>